

(飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正)

第二条 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後	改正前
<p>別表第1（第1条関係）</p> <p>1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準</p> <p>(1) 飼料一般の成分規格</p> <p>ア～ス （略）</p> <p>セ 次の表の第1欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）<u>第2条第1項</u>に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第2欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第3欄に定める量を超えて含まれてはならない。</p> <p>(略)</p> <p>ソ～ツ （略）</p> <p>(2)～(5) （略）</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>別表第1（第1条関係）</p> <p>1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準</p> <p>(1) 飼料一般の成分規格</p> <p>ア～ス （略）</p> <p>セ 次の表の第1欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）<u>第1条の2第1項</u>に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第2欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第3欄に定める量を超えて含まれてはならない。</p> <p>(略)</p> <p>ソ～ツ （略）</p> <p>(2)～(5) （略）</p> <p>2～5 （略）</p>